

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		認可地縁団体の規約の変更の認可
根拠法令等及び条項		地方自治法第260条の3
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	地方自治法第260条の3
	参考事項	栃木市地縁による団体の認可に関する事務取扱要綱
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成28年 2月10日最終変更
		<p>【 基 準 】</p> <p>1 認可地縁団体の規約に定める規約変更手続きを経ていること。なお、規約に規約変更手続の定めがない場合は、総構成員の4分の3以上の同意があること。</p> <p>2 申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付すること。</p> <p>3 規約に、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 目的</p> <p>イ 名称</p> <p>ウ 区域</p> <p>エ 主たる事務所の所在地</p> <p>オ 構成員の資格に関する事項</p> <p>カ 代表者に関する事項</p> <p>キ 会議に関する事項</p> <p>ク 資産に関する事項</p>